

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成22年6月9日(水) 午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	山田 邦夫	副委員長	米野 秀雄
	委員	松本 正美	委員	高阪 康彦
	委員	林 英子	委員	中村 英子
	委員	菊地 久	委員	吉田 正昭
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	加藤 恒弘	総務部次長兼企画課長 情報課長	鈴木 智久
	総務課長	江上 文啓		
	民生部長	齋藤 仁	民生部次長兼住民長課長	犬飼 博初
	民生部次長兼医療課長 保険課長	上田 実	子育て推進課長	鈴木 利彦
職務のため出席した者	議長	伊藤 正昇	議事局長	松岡 英雄
	補佐	橋本 浩之	書記	山田 尚徳
付託事件	議案第36号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第37号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について 議案第38号 蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について			

○委員長 山田邦夫君

皆さん、おはようございます。

去る3日の本会議で議案37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の議題の中で、菊地議員から請求がありました資料は、お手元に配付してあります。また、常設資源ごみ置き場の平面図が配付してありますので、お願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりごあいさつをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 山田邦夫君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

最初に、議案第36号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明は行いますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 林 英子君

条例の2を加えるということで第1号からありますけれども、要点の一番最後に書いてあります要点の中でお聞きしたいんですけれども、愛知県市町村職員共済組合からの貸し付けに対する償還金及び貯金に相当する金額、これはどういう意味なのか教えてください。

○総務課長 江上文啓君

お答えいたします。

市町村共済組合から私ども職員が貸付金というのを借りることができるんですけれども、その貸付金に対する償還金、お返しするお金とか、もう一つは、共済組合のほうで貯金制度というのがございまして、そちらに貯金をする金額を差し引くというものでございます。

以上です。

○総務部長 加藤恒弘君

市町村共済組合につきましては、私どもの、社会保険と同じように年金とかそれから健康保険のことをやっておる組合で、一部事務組合でございます。こちらにつきましては、実は原資を持って貸付事業もやっております、その貸付事業といいますのは、普通でいきます

と住宅貸付、大きなものがございます。こういった住宅貸付などを組合員に対して行うというものも共済組合の事業として行っているわけです。我々もそういったところから住宅を建てる時にお借りするお金がございまして、これを月々またはボーナスのときに一定金額お返しするというところでございます。長期でいきますと30年ぐらいありますので、そういった分割したものを返していくというものがございまして、これがここに申し上げます貸付金に対する償還金ということで、毎月お支払いしていくものでございます。

それと、貯金ということでございますが、これは、どこでも会社でも会社の中で貯金組合みたいなのをつくって貯金をされているというのはあると思うんですが、これを私どもは共済がすべて一括でやっておりますので、そちらのほうに毎月1万円、2万円というような額ではございますが、いろんな方がございますが、そういった額をきちっと定期積み立てをしていくと、こういった事業といたしますか、共済事業でございます。これに相当する金額をここで上げさせていただいて、実はこれは法律のほうでは読み切れるというふうになっておるんですけども、世間的にといいますか、指導の中では、確実にこういった形で明言規定を置いてやるようにということでございますので、私どももここに上げさせていただいたというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○委員 林 英子君

では、毎月返金していくというものですね。

○総務部長 加藤恒弘君

貸付金をお借りいたしますと、毎月の給与からのお支払いが一定額と、それからボーナス併用ができますので、賞与をいただいたときにもう少し多目に合わせてお返しするというような、年間といたしますか、30年間の計画書で償還表が参りますので、それに基づいて償還をしていくという形になります。

○委員 菊地 久君

ここで5番目、(5)職員が給与から控除を申し出たもので、町長が適当と認めたものに相当する金額というのがあるわけですが、ここで職員が給与から引いてちょうでえというような項目というのは、ここでは大体、昔、私も民間会社におったものですから、背広買って月賦で買うと、それも月賦だもんで、業者から、現金ないもんですから給料から引いてやってちょうでえと、業者が会社に持ってくるもんですから、そんなようなことがあったり、本人の申し出だとか、会社とその業者との関係さえあれば、それは全部引いておったんだ、給与からね。そのことについて、この5番目は、そんなことを職員のほうからこれを給与から引いてちょうだいというものについて、引けることはできますよということがここに正式に書いてあるわけですので、一体どんなもんだらうかなと、項目としてどんなものが職員から給与から引いてほしいというような中身についてお尋ねをしておきたいと思います、何があるのか。

○総務課長 江上文啓君

第5号でございますが、今、私どもで想定しておりますのは、この4月から徴収を開始いたしました職員駐車場の使用料、こちらにつきまして本年度で132名ほどの使用料をお支払いした方がおみえになりまして、その方たちから、来年度からについては給与天引きをしてほしいといったお声が聞こえておりますので、そういったものを想定しております。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

職員から申し出たものというのは、そのほかに例えば給与明細を見てないでわからなくても、給与から差し引くことができるもの、できないもの、絶対やんなきゃいかんというのは税金だとか、そういうものは給与から差し引きますよということだと思います。労働条件の中で給与から引きましょと、それ以外は町があえてやらなくてもいいけれども、やれることができると、できるものについてはあくまでも職員側からということで、例えば労働組合があるところは組合費だとか、それから自分たちでやっておる、親睦会やっておるかどうかわかりませんが、親睦会などの会費など、個人的なものですけれども、それもまとめて給与から引いてもらえんかというようなものはどうなのかなと。今、話があったのは駐車場をこれから本人が直に持っていらっしやいと、本来ね。それを名前を挙げておいて、その人は給与から引いておいてあげるよということになったわけですが、これが新しい項目に該当する1項目なのかどうなのか、ほかにはないですか。

○総務課長 江上文啓君

5号につきましては、今のところ、申しあげました職員駐車場の使用料を想定しております。ほかにつきましては、例えば団体会費いわゆる互助会等の会費につきましては3号で控除の対象と考えております。それから、あと職員団体の組合費でございます。こちらにつきましては、4号のほうで対象と考えております。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

そこで、今、駐車料金の問題が出てきたわけですが、4月1日からですか、ことしの。百三十何名いたんですか。

(「132」の声あり)

132。1人当たり幾らなんですか。

(「1万2,000円」の声あり)

○総務課長 江上文啓君

月額1,000円の1万2,000円でございます。年額1万2,000円でございます。

○委員 菊地 久君

駐車ですね。132人の方が一応駐車場を借りるということで、申請を出したと。場所の間

題ですが、内訳があると思いますけれども、132人の内訳として例えば役場の体育館の東側に何人ぐらいなのかとか、例えば保育園だとか、その他のところへ職員が乗ってきた場合、そこも駐車場として町が認めてあるのかどうかと。分散、あくまでこの132人というのは、一体どういうところへ駐車をされるのかなと、その辺はどうなんでしょうか。

○総務課長 江上文啓君

職員駐車場として今使っておりますのは、役場の職員駐車場、あと各保育所の駐車場、それからあと消防署の駐車場、水道事務所の駐車場等でございます。すみませんが、内訳については申しわけございません。ここではお答えできません。

○委員 菊地 久君

事はこの駐車料金の問題に該当していくわけですがけれども、充足ですね、これで今充足されておるのか、足りておるのかどうかということ。もっと大勢の人が乗ってきたいけれども、駐車場がないから遠慮しておるといふ方向なのか。町としては極力乗ってきてほしくないよと、駐車場を一般的にここら辺で借りますと1台4,000円、不動産屋、この周辺ね。町の職員は1,000円で済みますと、1,000円で済むということは3,000円町が負担をしておると一緒のことなんです、一般ところを借りればよ。だから、恩典があるという、恩典があるわけ。だから、今までは無料だったのを駐車場を使ったのは、町は1,000円いただいていますよということは、これから言えるわけ。そういう話をしたときに、あ、そうかと、大変けれども料金取るようになったな、よう頑張るとると、こういう言葉が返ってくるのか、何それだけなのかと言われるのかどうか、それから町の指導としては例えば町外の遠くから来る人については、極力公共交通機関を利用しなさいと、町内の人は自転車であなさいというような指導ですね、指導、こういうことはこの料金を取ると同時にお考えがあったり、指導をされておるのかどうか、その点について今の時点で結構ですよ、これからの問題はこれからの問題で、私は私なりの考え方を場所を改めて申し上げますが、きょうの時点の考え方をお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長 山田邦夫君

駐車場の運営とか料金とか要綱ですね、これは議会で説明されたような気がしますが、きょうの本題ではありませんので、今、思い当たる範囲でお答えになってよろしければお答えいただきますが、そうでなければ、きちっとした資料でいつか別の機会にご答弁いただきたいと思いますが、どうですか。

○総務課長 江上文啓君

私の知っている範囲、今思いつく範囲で答弁させていただきます。

まず、最初でございます。充足しているかどうかというお問い合わせだと思いますけれども、こちらにつきましては、今現在、駐車場のほうを見ていただきますとわかりますように、駐車場については足りていると考えております。

それから、次に、1,000円の件でございますが、こちらにつきましては要綱のほうでも多分説明させていただいたと思うんですけども、まずは突っ込みということで駐車スペースを指定せずに、駐車場の範囲内であれば車をとめていただいて結構ですということと、もう一つは、例えば行事等で職員駐車場、役場ですと職員駐車場を使用するようなケースの場合につきましては、ほかの場所へ移動してくださいといった指導もしております。それと、あと土日は基本的には使っておりませんので、そういったことを含みまして、通常の3分の1程度の1,000円が妥当だということで1,000円にさせていただきました。

距離につきましては、町内の方につきましては、極力自転車等で通勤していただくようにお願いはしております。遠い方につきましても、公共交通機関を利用していただくようにお願いをしております。

以上でございます。

○委員長 山田邦夫君

ほかに。

○委員 林 英子君

今、曜日によっては庁舎の裏にいっぱい車が並んでいて、入れられないこともあるんですけども、職員の方が今132名の方の使用料を取るということ、何かステッカーか何か張って、そうでない人も今どかせるとおっしゃったけど、その何か目印というものはついているんですか。

○総務課長 江上文啓君

駐車許可証という小さなものですけども、一人一人に出してございまして、こちらに職員番号を書いて許可証となっておりますので、その表示のある車両については駐車料をいただいている許可車というふうに考えていただくとよろしいと思います。

○委員 林 英子君

それが張ってあるわけですね。

○総務課長 江上文啓君

表示するようにしてあります。張ってはありませんけれども。

○委員 林 英子君

わかりました。

○委員 中村英子君

1項のところのお話が先ほど出ましたけれども、この中で貯金ということなんですが、この貯金というのはあくまで個人の、自分が個人的に積み立てたいという貯金という意味なのか、共済組合が利用するような、運用するような貯金という意味なのか、この貯金というのはどういう性格のものなのか、お尋ねしたいんですけど。

○総務課長 江上文啓君

貯金につきましては、個人の方の申し出によって天引きしている貯金でございますので、あくまで個人の方の意思で貯金していただいております。

運用方法等につきましては、共済組合のほうで運用していただいておりますので、詳細はちよつとわかりかねますが。

○委員 中村英子君

共済組合が運用する貯金なんですか、今。

○総務部長 加藤恒弘君

共済組合が吸い上げて、貯金を吸い上げて運用するためのものではなくて、私どものほうが、はっきり申し上げますと、一般市中銀行へお預けするよりも高利といいますか、率をうまく利用してやっていただけるということで、こちらのほうへ我々も有利だということでご預けさせていただいております。

ただ、今言いました運用といいますのは、国債を買ったりいろいろありますし、今、ファンドに積んだりというようなことは共済組合のほうの執行部のほうで、どこへ、どういった運用すると一番よいかということを確認してやっていただいておりますので、そこまでは私どものほうでは関知ができないところであります。関知といいますか、どこへしてくれというようなことではなくて、こういう運用をしておるといふ報告はありますけれども、私どものほうは、一般の市中銀行より天引きできちつとした毎月定額のことを共済のほうへ積み立てることによって、有利な資産形成ができるということでごやっておる事業であります。

○委員 中村英子君

共済組合はあれですか、銀行業務にかわるようなことをやってみえるということなんですかね、国家公務員は。

(発言する声あり)

それで、他よりもいい利子をつけてお返ししていくと。それは定期もあるのか、普通預金なのか、その辺のところまでよくわかりませんが、私は、この貯金というのは、そういうことまでやっていると思わなかったもので、天引きして各個人が積み立てするものを、それぞれの金融機関までやってやるようなご親切なことをここでやっているのかなと思って、疑問に思ってお聞きしたんですけれども、これは共済組合というのは、それじゃ金融機関にかわるようなことを共済で独自でやって、利子も高利にやっていると、そのために個人の貯金として天引きしているということなんですね。

○総務部長 加藤恒弘君

私の説明がちよつと高利貸しのような話になってすみません。話になってしまったんで申しわけないんですが、確かにほかの貯蓄の金融機関より高利になっています。

ただ、今あります。その前にあります貸付金のほうでも運用しておると思います。貸付金は、もちろん私どもがいただく利子よりも借りるほうはもっと高いですので、そういったと

ころでの運用も含めて全体での運用をしていただいておりますということです。

○委員 中村英子君

何かそういうことをどこでもやっているようなお話あったんですけど、これは金融機関と同じようなことをやっているということは、別に法的には問題ないことなんですよ、やっておるというからには。例えば、ちょっと話は違うかもしれないけれども私が取り上げている問題で、要するに、何だったっけ……

（「振興協会」「宝くじ」の声あり）

宝くじのことも、そういうふうなことをやっておるということが公になったときに、こういうのは問題だということを指摘されたんですよ。そういうことは、今、政権が変わったのでその辺はどうか知りませんが、何らそれは問題ないというような法的根拠に基づいてやっていることなのか、どうなんですか、特別に許されているような組合のことなのか。

○総務部長 加藤恒弘君

大変すみません。市町村共済組合につきましても組合員に対するものでございますので、全く組合員については、そういったことは法律に許されております。今おっしゃいました市町村の振興協会につきましては、そのあたりに問題になって組合員化を進めて、その中での取り扱いの問題がまた出てきたということでございますので、共済組合法に基づいてそういう事業が行われておりますし、共済組合員に対する貸付業務、また貯金の預かって運用するというような業務になっておりますので、これは法的な部分でクリアされているというふうに私どものほうは考えております。

○委員 中村英子君

余談ですけど、それはもう法律的にはいいことだといっても……

（「これはいいことだ。お互いに貧乏人が助け合ってできた共済組合だ。推薦しておるんだ、これ」の声あり）

貧乏人が共済組合つくってやっておるって……

（「労働者がつくったんだ。働いている職場の労働者がつくってやった共済組合」の声あり）

ちょっと余談かもしれないけど、一般の人から見たら、これはまあ公務員の優遇みたいな印象を与えかねないので、その点だけ一言だけ言っておきます。

以上です。

○委員長 山田邦夫君

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第36号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 山田邦夫君

ここで総務部長、次長、課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩します。

(午前 9時23分)

○委員長 山田邦夫君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時25分)

○委員長 山田邦夫君

次に、議案第37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明は行いますか。

○民生部長 齋藤 仁君

本日お配りした資料について、担当の上田のほうから、少し資料の内容について説明をさせます。

それから、本会議場で小原議員から資料要求のありました文書、国から出されておるはずの文書が役場に届いておるかというふうなお尋ねがございましたが、調べましたところ、国、厚生労働省のほうから各地方機関、厚生労働省内の地方機関に出された発された文書でありまして、愛知県ですとか町のほうにはそういった文書が届いておりませんので、そういった文書はまだ見ていないということでございますので、その点だけご承知おきをいただきたいと思えます。

では、資料について上田のほうから説明をさせます。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、お手元の資料をごらんください。

まず、1ページから4ページまでございます。一番最後の4ページをごらんください。

一番最後で大変申しわけございませんが、こちらのほうは、実は国民健康保険税の税率表が載っております。ご存じのとおりだと思うんですけど、基礎というところで医療分の課税額、それから後期高齢者の支援金、次に介護納付金という3本立てになっております。

なお、右側のほうですけど、均等割額、平等割額、こちらのほうが俗に言われる応益割のほうでございます。

次に、もう少し右へいっていただきますと、所得割と資産割の率が書いてございます。こちらのほうが俗に言われる応能割というものであります。

一番最後の右側のところですが、上限につきましては、現在は47万円ですが、条例の改正の中で50万円というふうに改正をお願いしているところでございます。

以下、支援金、介護納付金のところをずっと見ていただきますと、このようになっておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

こういった税率表があるということをまず頭に入れていただきまして、大変申しわけございません。1ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

1ページのほうですが、今回の改正の関係でかわるところを書かさせていただきました。

まず、国民健康保険税条例第2条の課税の限度額の改正により、負担上昇すると推定される世帯数等でございます。こちらのほうは、現在まだ平成22年度の本算定が済んでおりませんので、21年度の末のものを使用した試算が出ております。見ていただきますと、こちらのほうは、負担限度額を3万円と1万円を上昇するとどうなるかというものでございます。基礎（医療）課税額のところを見ていただきますと、平成21年度限度額を超えていた方が実は227世帯ございました。

（発言する声あり）

227世帯ですが、21年度。こちらのほうが22年度になりますと、あくまで試算でございます。203世帯になるであろう。改正額につきましては、3万円を上昇いたしますので合計すると609万円増加につながるというものでございます。以下、合計をいたしますと820万円がふえるよというふうに……

（「802万円」の声あり）

802万円ですが、増加をすることになっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページのほう、2番のほうですが、こちらのほうは、条例の24条の関係でございます。7割、5割、2割軽減を今回改正をさせていただくものであります。こちらのほうも世帯と減額の金額が書いてございます。

まず、上のほうですが、現状でございます。21年度の、これも21年度末で試算をしてございます。現在は、軽減につきましては6割軽減と4割軽減、これはあくまで均等割と平等割でございます。世帯数にいきますと、上の段で基礎医療のところでございますが、1,303世帯、6割軽減のところは、4割軽減のところには196世帯ございます。軽減をしている額につきましては4,086万1,000円を現在のところは軽減をしております。合計いたしますと、①のところですが、5,875万7,000円でございます。

これが今回の改正によってどうなるかでございますが、下の段でございます。7割、5割、2割にしたいと思っております。6割のところを7割にいき、4割のところを5割にいきま

す。2割につきましては、新しく新設をしたいというふうに考えております。2割のところを見ていただきますと、ちょっと網がけで黒くなっておるところですが、医療につきましては550世帯が対象になりますというものでございます。合計いたしますと、②のところでは7,761万9,000円、こちらのほうが減額される金額でございます。

見込みの軽減額でございますが、こちらのほうも網がけの部分、一番下のところでございますが、1,886万2,000円がこの新しく軽減することによって必要となるお金でございます。1,886万2,000円がふえる、軽減することによってふえる金額でございます。軽減額であります。

3ページのところをごらん願いたいと思います。

3ページの3番につきましては、これも税条例の24条の7割、5割、2割の改正によりどうなるかという事例でございます。先ほどから言っておりますように、7割、5割、2割につきましては、表の一番左側でございますが、平等割と均等割が影響をいたします。ということで、7割につきましては、対象者は前年度の世帯の所得の合計が33万円以下の方でございます。想定といたしましては、1人世帯、2人世帯、3人世帯を想定してございます。いずれも介護のある場合でございます。本来ですと、1人世帯の場合は、軽減前の税額でいきますと6万5,000円を支払っていただくところを4万5,500円の7割軽減がききまして、実際に払っていただく金額といたしましては1引く2ということで、1万9,500円を支払っていただくという金額になっております。以下、2人世帯、3人世帯はこのようになっております。

次に、真ん中の5割軽減の方でございますが、対象者は前年の世帯の所得の合計が33万円プラス24万5,000円掛ける世帯主以外の被保険者数でございます。こちらのほうは、1人世帯の場合は考えられませんので、2人世帯のところを見ていただきたいと思います。2人世帯の場合ですと、所得にいたしまして57万5,000円、これ以下の方が対象になるよという意味でございます。以下、支払っていただく金額といたしましては、軽減前ですと9万9,000円でございますが、4万9,500円5割の対象になり、実際に支払っていただく金額は4万9,500円を支払っていただくというものであります。

次に、2割軽減でございます。こちらのほうは、今回新たに新設をするものでございます。対象者といたしましては、前年の世帯所得の合計が33万円プラス35万円掛ける被保険者数でございます。1人世帯の場合ですと68万円以下の所得の方が該当になります。軽減前の税額ですと、こちら6万5,000円を支払っていただくところを1万3,000円の2割の軽減がきき、実際に支払っていただく金額については5万2,000円を支払っていただくこととなります。というところで、以下、2人目世帯、3人世帯は、そのようにごらんください。

次に、その下の4番でございます。こちらのほうは、実は条例の24条の2、実は本会議場でも説明をいたしましたとおり、非自発的失業者の課税の特例でございます。どういった方かと

いいますと、会社の倒産や解雇、雇い止めなんかで会社をやめられた方が、申請によりまして軽減を受けられるという内容のものでございます。

事例といたしまして、夫婦と子供のお二人というところで、これも介護のある場合を想定いたしまして表にいたしました。一番上を見ていただきますと、現状の所得が1,000万円、1,000万円の方がこういった非自発的失業者にあられますと、本来73万円の国保税だったものが所得を100分の30というふうに7割をカットいたします。ということで、改正後の所得は300万円、こちらのほうで算定をいたしますので300万円の算定といたしましては、新しく改正後の保険税は33万4,400円ということになります。差し引きは見ていただいたとおりでございます。以下、ずっとそのように見ていただくわけですが、最後のところの、あるかないかは別といたしまして、想定といたしましては100万円、所得として100万円ある方につきましては、こういった5割軽減がきき、7割軽減がきき、改正後につきましては4万3,500円をお支払いになられるというものであります。

以上、簡単ですが、資料の説明をいたしました。よろしく願いいたします。

○委員長 山田邦夫君

補足説明が終わりました。

大変複雑なシステムをよくまとめてご説明いただいたように思いますが、初めて見られると、にわかにはなかなか理解しがたいと思います。しかし、この説明に対するご質問があればお受けします。

余り長くならないように。

○委員 林 英子君

私は、これ去年の6月議会に出されたのがあります。先ほど言われましたように4割、6割の軽減で、そのとき私は前から他の自治体もやっているように7割、5割、2割にしないのか、なぜできないのかと言ったら、蟹江町はやらないと、ここにメモしてありますけれども、そういうふうでしたけれども、今度国のほうが応益割のほうで50、50のことを外されたので、今度、蟹江町もこれをきちんと取り上げて、本当にいいことだなというふうには思います。

1つお聞きしておきたいのは、先ほど言われました非自発的失業者の課税特例というのがありますね。これは、ここに公布日を施行日としたということは、現在、今、ハローワークに行っている人なんか役場へ行って相談すれば、これを取り入れてもらえるよということですね。それでいいですか。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

今のところは条例の24条に非自発的失業者の関係ですが、ハローワークのほうでそういった方は受給資格証、雇用保険の受給資格証をいただきます。そのときのやめた理由によりまして、申請をしていただきますと、これの対象になる。あくまで申請をしていただくという

ものでして、ハローワークのほうではそういった対象者にはチラシを配って、ご本人にはそういうお話をしておるように聞いております。

以上です。

○委員 林 英子君

日にちは、もうあしたから来ても、これを取り入れますよということですね。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

受け付けにつきましては、施行が4月1日です。例えば議会を通していただいてからですと、4月1日から適用になりますので、現在はそのように算定をいたします。

以上です。

○委員長 山田邦夫君

それでは、補足説明は以上で終わりました。

直ちに、議案の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 松本正美君

お聞きしたいんですけど、今回の改正に伴って、高額医療だとか、また合算制度だとか、そうしたものがどのように変わっていくのか、また、所得の低い人に対してやっぱり若干所得の、一般の人が何か所得が多かったというのが今まで、若干医療の、高額医療のほうの関係で、そういった関係が今度どのように変わっていくのか、教えていただきたいんですけど。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

高額医療につきましては、今回の税の改正の中では、先ほどの非自発的失業者、これにつきましては高額医療の算定にもかかわってきますので対象になります。それ以外につきましては、保険税の改正だけですので、高額医療のところまでは波及していないというふうに考えております。

○委員 松本正美君

今の非自発的失業者の高額というのは、どの部分が。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

非自発的のほうは、今回のですと、そのままの金額ですけど、こちらに認定されますと所得を100分の30にしますので、この100分の30にした後の所得で高額の対象——対象というか、高額の判定をいたします。

以上です。

ですから、対象としては広がることになります。

○委員長 山田邦夫君

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようでありますので、質疑を以上で終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号「蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明ありませんので、直ちに質疑に入ります。

○委員 林 英子君

この保育所における保育に改めるというふうに書いてありますが、この中身を読みますと、保育に欠ける乳幼児に対して家庭的保育者を保育をしてもらうというふうに国のほうでは言っておりますが、市町村長が行う研修の終了後と書いてありますが、どのような研修が行われるのかということと、それから家庭的保育者1人、それから保育する乳児の人数は何人までを限度とするのかということと、それから、もう一つは、専用の教室の面積などを国のほうでは記しておりますが、そのことについて蟹江町はどのように思っているのかということと、1日を8時間原則と書いてありますけれども、そのように8時間も私はできないと思うけれど、原則としていくのかどうかということです。保育料は、市町村が定める保育料としていますが、今のところ、どのように考えているのかと、そのように6つお願いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

順にお答えしたいと思います。まず、研修内容でございますが、ガイドラインというものがございまして、それに沿った研修をやっていくことになると思います。今のところ、まだ市町村のほうに家庭的保育者として言われる方がみえないので、まだ詳しいというか、細かい内容というのはまだ決めてはございませんが、おいおい検討しながら、ほかの市町村等も参考にしながら研修要綱のほうを取り決めをしていきたいと思っております。何分保育でございますので、研修内容というのは非常に厳しいものがございまして、とりあえずガイドラインのってかっているものでいきますと、現任研修とか、あとは……

(「何研修」の声あり)

指導者研修等ございまして……

(発言する声あり)

現任研修、フォローアップ研修ということで経験年数2年未満の家庭的保育者へのフォローアップを目的とした研修でございます。こういった研修等もございまして、まだ実際問題、蟹江町で家庭的保育者というのが該当がみえませんが、まだ詳しく内容は詰めてございません。

それから、あと、まず人数、それと人数でございますが、一応は乳児3人未満ということで基準等はなっております。部屋面積等は、部屋面積については9.9平米以上で、仮に3人を超える場合がある、4人ですとか5人ですとかという場合については、3人を超える乳幼児1人について3.3平米を加算するというような形になってございます。

その家庭的保育者1人だけだと、今申し上げました3人以下でございますが、家庭的保育補助者、お手伝いみたいなものなんですけども——がみえる場合、2人以上で保育する場合は5人以下というようなガイドラインのほうの基準にはなっております。

一応は保育時間のほうについては、1日8時間が原則でございますが、就労状況ですとか、預けられる保護者の就労状況ですとか、あとは家庭的保育者の状況等を考慮して市町村が決めることもございます。保育料については、今のところまだ実際今申し上げるとおり家庭保育者いませんので、幾らというのはないんですが、一応は町の保育料と同じにという考えは持っております。

以上でよろしかったでしょうか。

○委員 林 英子君

国のほうの出している要綱などを見ますと、本当に今言われましたように、難しいなという面もありますけれども、これは、今、保母さんの免許を持っていらっしゃる方とか、そういう経験者などを改めて研修してやってもらうということで、今、早急に町のほうではどのようなことを考えてやろうとしていらっしゃるのか、進め方など考えていらっしゃるかどうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

もともとの家庭的保育者、俗に言う保育ママのことなんですけれども、もともとはこれ待機児童の解消として取り入れられた事業で、やっと今回法制化されたというような形になります。ですので、まだうちのほうでは、まだ待機児童が都市部に比べるとほとんどないというような状況なんです。ですので、今のところ、まだどういったふうでという考え方というのは、まだ今のところは具体的には決まっておられません。

以上です。

○委員 林 英子君

よく私も、今、待機者いないかと言ってお聞きしますと、いないという答弁が出てくるん

ですけれども、実際には、私たち、子供が預ければ働きたいという人が多いんですよ。でも、今の保育行政では、仕事をしている人が保育園に入る権利があって、入れないというのが現状なんですよ。だから、そういう人はひょっとしていらっしゃるというふうに私は思うんですけれども、いつも蟹江は待機者ないよという答弁なんだけど、聞いてみると、だって、仕事に行きたいから探しているから預かってと言うけど、預かってもらえないもんという声が多くて、だから、私はしようがないで、はばたきさんなんかには預けながら働くわと、保育園へという幼稚園へという人もあるんですけれども、実際にはそういう方たちを救済するためのこれは措置だというふうに思うんですけれども、蟹江町ではそういう相談に来たときにどのような対応もあるし、また、これをやらなきゃ、そういうのを早速お願いできないもんですから、どういう見通しを持って進めようとしていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。まだですか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

確かに蟹江町の待機児童というのは、入れたら働きますよと、その親御さんにしても、早急せば詰ったところがないんですよ。ここの保育所だったらあいてますけどと言うと、いや、ここではだめですという保護者が多いので、緊急性がない。だから、働ければ、預ければ働きますよというような方が多いので、さほどまだ急を要していないのかなというのはいかがでしょうか。

あと、今、蟹江に無認可ベビーホテル、ベビールームですか、2カ所ございます。あれでその辺も一応はご紹介を差し上げております。ですので、今のところは、あくまでも家庭的保育所、保育ママのほうなんですけど、確かにその基準は大分厳しいので、なかなか、あくまでも乳児を預かる保育士を持った方ですので、よほど厳格に審査をしないと、虐待経験があったとか、そういった方の保育者には預けられない部分があります。ですので、幼い命になりますので、よほど厳しい資格審査というのがあります。ですので、まだその辺もまだ詰めてはございませんので、申しわけないですが、おいおい厳しく、とにかくやらなきゃならない部分はあると思います。

以上です。

○委員 中村英子君

保育所で十分に人数的にも確保はできるというようなことが望ましいのかもしれませんが、でも、母親の勤務の状態によって、議会でも出されておりましたけど、夜の夜間ですよ、夜間に必要な人があるんじゃないかとか、また朝早くとか夜おそくとか、その母親の勤務の形態によって預かる時間の幅というものも必要ではないかという意見があるんですけれども、そういうようなことを考えたときに、蟹江町にどれだけの需要があるのかということがよくわかりませんが、看護師さんとか、夜勤の女の人もいると思うんですけど、食品のフーズに働いて夜勤やるだとか、そういう方も見えるかもわかりませんが、数的には非

常に少ないかもしれませんが、そういうような希望に対してこたえようとする場合、これはもしかしたらこの保育ママ的なもののほうが補完的にやりやすいという、制度としてですよ、やりやすいという考え方に立つと、先ほどの課長の答弁では、そういう人がみえないだとか該当者がみえないとか、保育所をやる人がいないだとかというご答弁ですけれども、積極的に制度化するほうがプラスなのかどうなのか、その辺の視点というのがあるのかどうかお聞きしたいと思いますけれども。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

確かにこの保育ママは、動き的には保育所をつくるですとか、確かに費用は要りません。ですので、将来的に向かってはこういった小回りのきく公共的、自宅でやられるような保育所というのは必要になってくるであろうと思いますが、今のところ、まだ、先ほど申しましたとおり需要がない。アンケートとかいろんな調査をまだやっていないので何とも言えませんが、そういった調査もおいおいやっつけていかなければならない部分はあると思います。ですので、将来的にわたっては、こういった動きのとりやすい保育ママ的な事業は必要になるとは思いますが、今のところ申しわけございませんが、まだアンケート等、意向をまだとっておりませんので、その辺もまた考えながら、将来に向かっしていきたいと考えております。

○委員 中村英子君

意向をとっていないというお話ですけど、前にも一般質問したときにも、2歳児、ゼロ歳児は50人ぐらい待機があるというお話を答弁で聞いた記憶がありますよね。今聞くとないというお話ですけども、事実はどこにあるのかよくわかりませんが、それで、大変に難しいと、各家庭の中で預かってもらうので難しさはあるけれども、逆にやりやすさと温かさもあるわけですが、課長の答弁だと、専門的な保育士だとか看護師だとか、そういう資格を持った人をさらに研修するという話ですが、幅を広げるために、今そういう資格がなくても、研修を受ければやってもらえるよと、そういうふうになっていると思うんです、やる人は今は。だから、その辺のところは一般の人たちも知りませんので、そういう制度があるということ自体。そういう制度があるということがよくわかれば、また参加するという人も出てくるかもしれませんので、もう少しこれは将来的にもしやっっていく必要があるということだったら、広報もきちんとやったり、制度の認知をしてもらって、できるだけ柔軟に対応できるような制度づくりをしていくということは大変重要だと思いますので、しっかりその辺のところを考えながら進めていただくようにして、できるだけ要望にこたえていくという体制でお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、資格の関係については、家庭的保育補助者については資格云々等までは規定はされておりませんが、家庭保育者についてはやはり要件がございまして、保育士ですとか看護師さん、幼稚園教諭等、やはり資格というのはついて回りますので、補助者であれば、それ相

当の研修を受ければ補助者にはなりますけども、あくまで中心は家庭的保育者が中心になりますので、その辺の研修等も先ほど申しましたとおり、必要がないということはないので、その辺はまたじっくり検討しながらいきたいと思います。

○委員 菊地 久君

せっかくの機会ですので、もう少し詰めて話を聞きたいわけですが、子育て推進課長だな、あんた。子育てね、子作りじゃなくて子育て推進課長だから、今特にこういう問題が出てきた背景というのをしっかりと見据えて、これ町長にも後でお尋ねするんですが、本当に蟹江町は子育ての非常にいい町だよというイメージがあるのかどうかなんです。あることによって、マンションがこれからも、区画整理もJRの北側区画整理やっていますし、住宅が建つ、マンションが建つ、蟹江町周辺に建ってくる。しかし、本当に住めるのかどうかと、子供のことを心配をしてなかなか移りづらいだとかいうことではなしに、すばらしい蟹江町は子育てはしやすい蟹江だと言われるようなためには何が必要なのかということで、やっぱり保育行政は蟹江が海部郡、海部、津島でもモデル的なことで、津島の職員がよく研修に蟹江に保育の問題とって来ておった時代があったわけです。だから、そういう意味で、蟹江町の保育行政というのは先端的なんです。先頭を切って一生懸命やってることは事実ですので、それ以上に今の時代に合った子育てをどうするのかということで、今回、国が進めております子ども手当の問題もありましょうし、あわせて施設だけ、町営のとか、決まった施設だけで子供を育てるのではなしに、それ以外に育てれるような方法はないのか、特に自分たち家族で、親戚で、地域で預け合ってもいいで、そのときのいつときなんですよ。いつときを乗り切っていけるというようなものが必要だというのが声なんですよ。その声にどうこたえていくかということでして、特にマンションやなんかだと、同じような年ごろの人が多くいますから、そのマンションの一室だとか、管理室だとか、中にそういうセンター的なものを設置してくれと、最初からね。そして、その中でそこをやるのではないかと、これ一緒にあわせて物事を進めていかにかんわけです。蟹江でマンションが例えば建つときには、そんなようなことが一緒に要綱の中に入るだとか、ご相談に乗るだとか、そういう体制が蟹江町にあるのかないかによって違うんですよ。

だから、そういう意味で、私は今の質問に拡大をしていきますけれども、それだけのことが条例改正をしたのに、字句を変えりゃいいというだけの中身じゃないですよ。その背景を大事にして、これからの蟹江は、次にはそういう施設を指導をどうしたらいいのか、いつ言われても、ああ、それはこうだよと、ファミリー・サポートでもそうでしょう。保育、子供さんを送ってくるときに登録しておってくれると、お金を1時間幾らというような制度もできておるといように、みんなして子供を育てようじゃないか、そういう環境をつくろうじゃないかというのが今の時代の背景だし、政治の流れなんですよ。それについて蟹江は先頭を切って、この海部郡でよそからどうとか言われたからって、今、林さんがよその例ばっか

り言われて、蟹江は本当にぼっこの蟹江だという印象じゃなくなっちゃうと、我々が。蟹江へ行って聞いてきたらすばらしいと、よその市議員が言わにゃいかんわけ、議会で。だから、今、逆なんですよ。よそはこうなのに、蟹江はだめだという声のほうが強くちゃいかんわけ。だから、蟹江を参考にして海部郡の市町村は相談に来る、教えてくれと言ってくるといふ蟹江にしてもらいたいというのが私の希望もあるもんですから、ぜひそういう意味で、この子育てについて安心して子供を産んで育てられるような環境、それで保育園整備にも本当に力を入れて、今回でも南保育園をあのお金を投資して仮施設をやって、その後、向こうぶち壊して120人収容だと言っとったと思いますが、立派な……

（「220人」の声あり）

20人、220人、全部でか。そんな多かったか。

（発言する声あり）

ああ、そうか。まあ、いいや。それだけの立派に大勢を、あれは拠点ですので、あとはどのような中身なのか別として、すごい頑張ろうという姿勢等はわかるわけですよ。それに預けた、ここね、どういう人たちもここだよということが必要ですので、それについて課長の範囲では難しいと思いますので、部長なり町長なりがこの時代の背景をとらえて、町政としてどういうふうに軸足を置いて今後進めようとするのか、そういうようなことは私は、きょうのこの条例の一部、字句だけの改正だけでは物足りませんので、町長に一遍申しわけないけれども、姿勢についてお尋ねをしたいので、よろしく委員長お願いします、町長に。

○委員長 山田邦夫君

お答えになるなら。

○町長 横江淳一君

それでは、的確な答弁ができるかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

今回、実は子育て推進課という名前にさせていただいたのも、実を言いますと、ファミリー・サポート・センターとか子育て支援センター、形としてはありますけども、実際これから蟹江町が少子・高齢化に向かって具体的にどういう策をしていくんだということの一つの具体策のあらわれだというふうに考えていただくのが的確だというふうに思っています。そういう意味で、職員にもそのつもりで、課長にも今その任務について、職についていただいているというふうに私自身は認識をしております。

ただ、残念ながら、まだ蟹江町では、先ほど言いました、中村委員からもご質問があったんですが、待機児童の問題、これ待機児童をどうとらえるかによって大分認識が違ってくると思うんですね。私のところへも実は預ければ働きたいんだと、それともう一つは、どうしてもここがいいんだと、いや、ここはだめですかという、いや、私は家が近いんでこっちがいいんだという、ある意味エゴイズムとは言いませんが、若干自分たちの都合でどうして

も、だったらもういいですよと、それが緊急性を帯びているかどうかという別の議論にはなると思いますが、そういう方がたくさんおみえになるのも、これ事実であります。そういう意味で、児童館の整備、それから学童保育の整備も私は急務だというふうに思っておりました。そんな中で、給食センターの移転に伴い、あの児童館のこれからの考え方、今現在ある本町児童館のこれからの運用の仕方、これはもう自主運営を中心に任せていきたいな、これはもう地域の皆さんと一緒に子育てを考えていただける、そんな拠点にさせていただくといいなというのが基本的に考えにあります。

それと、南保育所につきましては、今回、仮園舎の建築をお認めいただき、これからスタートさせていただくわけでありますけども、これとて任務が終わりましたら児童館、そして学童保育の拠点として使うことになると思います。そういう意味で、待機児童をゼロにするというのは当初目的でありますし、蟹江町として近鉄の北側、一番人口集中地域しかも交通の大変便利な利便性のあるところにキャパシティが200人前後の保育所ができるというのは、町民の皆さんも多分望んでおみえになると思います。大変財政上厳しい状況ではありますけども、また来年度、この保育所建設が皆様方にお示しをさせていただきますけども、そのときにもハード面だけではなくて、ソフト面でも今ある現在ある施設でいろんなファミリー・サポートとか、支援センターがこれから別の力でやればいいのか、これは考えてございますので、子育て推進課の中でいろんな議論もこれからあると思います。

今回の条例改正の要点だけで見ますと、文言の改定だけだという木で鼻をくくったような説明では大変失礼であるということで、今回こういう説明をさせていただいたわけですが、まさに菊地委員おっしゃいますように、子育てというのは、これから百年の計であります。そういう意味で、蟹江町は子育てに本当に力を入れているんだな、これが形にあらわれるように施策として頑張っていきたいなと、こんなことを思っておりますので、何とぞご支援をいただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員 中村英子君

そうすると、何か肝いりで子育て推進課というのができたような……

(「そうです」の声あり)

私は、名前が、表紙が変わっただけだなというふうな印象しかなかったんですけど、課長、どうですか。今、町長言っていましたけど、あなた思い、何か私はこうしたいだとか、私は一般質問でも用意しておりますけれども、じゃ、子育てをするには、私はね、こういうあれがあるんだよと、これだけはやりたいと何かありましたら言ってください。

(「熱いものがありますから」の声あり)

課長がやっぱり大事なところなんでありまして、一番推進していくのに。

(発言する声あり)

百年の計だって。子育て推進はどうなるのか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

確かに子育て推進課の名前に変わったときに、もう本当にこの政策上の付加がそのまま名前になったということで、思いと、責任感というか……

(「責任感はどこ部署でも一緒だね」の声あり)

十字架を背負わされたなということで、確かにこれから子育ての推進のほうは、いろんな保育所ばかりではなく、住環境のほうも全部整えていかなきゃならないという、いろんなニュースでも子育てを、ほかにあるところでは県が婚活とかもやっておりまして少子化対策とかいうところもあります。いろんな側面を持った事業でございますので、これから一つ一つ自分に言い聞かせながらやっていきたいと思います。

○委員長 山田邦夫君

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第38号「蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任……

(「委員長」の声あり)

○委員 菊地 久君

案件は終了ですけれども、せっかくの委員会でございますので、その他で質問をしたい件がありますのでお願い申し上げたいと思います。3つでしょう。付託された案件3つです。

○委員長 山田邦夫君

その他はございませんので、一たん閉会させていただいて……

(「いやいや、閉会しないで」「閉会はできない」「意見として申し上げます」の声あり)

○委員 菊地 久君

委員会でございますので、そうあれしなくても、委員がもっとしっかりせないかん。

せっかくの機会でございますので質問を、当局お見えでございますので質問させていただきますのは、1つは、子ども手当の件であります。本会議のときに申し上げましたけれども、子ども手当については、6月10日に全額振り込むということでございましたので、それについて各町村で現金で払ったりいろんなところありますけれども、蟹江町においては、法令どおり、基準どおり、間違いなく6月10日に振り込みが可能ですねが1点。

それから、2つ目には、人間のこと総数ですね、総数で今まで児童手当をいただいた方ね、所得制限などでもらえなかった方もおるわけですので、総数の中で中学校以上、大体今までもらえなかった人がこれだけもらえるよ、所得制限でもらえなかった人がこれだけ今度入って、総計何人でしょうというようなことがおわかりでしたら、数字のことでございますが、教えてもらいたい。

それから、2つ目には、とかく言われております戸籍の問題だとか、例えば蟹江こちらに住んでないけども、籍はこっちへ住所があつてどうだとか、そういういろんな問題があちらこちらで例えば発生するかもしれませんし、申告制でございますので、9月までに申し出をしていかないともらえないとか、そういう問題があるもんですから、後で小さなことであっても手落ちが、蟹江の手落ちであつてこういう問題が発生するということがあつてはなりませんので、その点については、間違いなくきちんとできそうなのかどうなのか、それをまずお尋ねをすることと、きょうせっかく出されました本町のごみのステーションの関係でありますけれども、こうやってせっかく出されて、我々委員会の専門の委員でございますので、ああ、そうですかという形よりも、担当者いないで、後でもいいんですが、わかる範囲で言ってもらえばいいんですが、学戸のところは今ありますステーションですね、ステーションは地域指定でなくて、蟹江町の町民こそぞって全員があそこへ来るわけですよ。駐車場がないがゆえに駐車、路上からとめて、入れたり帰ったりで交通のときにいろいろと問題が今出ておりますので、そういうことを心配をしまして、今度の本町ステーションについては、そういうお持ちになる方々の駐車だとか、通りの人に対するご迷惑だとかいうようなことはないでございましょうねと。それから、荷物あつても悪臭だとか、いろんなことは余り心配ありません。きちんきちんともう始末されるもんですから、えらいにおいがあるだとか、こうだとかという苦情というのはありません。あるのは、今言ったような駐車場の問題がある。

それから、これから1カ所から2カ所になることによって、来る人もどちらが便利かよくわかりませんが、全町なんですよ。何かこれ二分をされて、火葬場の仕分けじゃないんですが、近鉄線から南は舟入の火葬場とかね、そんなようなふうで、仕分けは、今度、本町に持っていくのは学区、例えばこっちの学区の人で、こっち以外のはこうだとか、そういうようなことはされないですね。どちらでも好きなところへ持っていきなさいと。

それから、次に、商店の人たち。商店の人が産業廃棄物でございますので、一般じゃないんですが、ああいうステーションは、そういう商店の人も持ってきていいのかどうなのか。

商店の名前書いたトラックで持ってくるもんですから、できたら、乗用車でその人も家庭のごみだよとうまく言って持ってきてくりゃいいのに、堂々と軽トラックに名前がついた何々商店というやつで持ってくる人おるの。目につきますので、その辺もどんなものかなというようなことを私はこの委員会で、その他でやっぱり我々の感じておることをということで、委員長にその他で申し上げましたので、ぜひこれも今後の研究材料だとか、委員会の委員そのものがしっかりしないと、行政ばかりに任せておくわけにいきませんので、そういう意味で質問しております。

○委員長 山田邦夫君

ちょっと整理させてもらいます。

その他、審議案件になかったその他をまず1項目、ただいま継続してやると。ただし、子ども手当については、関係課長、部長がいらっしゃいますので、多少の何というか、討論というか、意見交換をしていただいてはどうか。

それから、常設資源ごみの件は、環境課長が実はいません。担当次長のようなのですが、直接は課長でないといかんもんですから、これは一般質問でも出ておりますし、もし必要であれば別の機会に勉強会をやったり、今ここでやるには環境課長呼ぶのと……

○委員 菊地 久君

呼んでもらえばいい。

○委員長 山田邦夫君

急遽で、急ごしらえになります。

○委員 菊地 久君

おりゃ、ええがね。おったら言ってもらったらいい。

○委員長 山田邦夫君

ですけど、委員会……

○委員 菊地 久君

委員会なもんで、委員会でそういうことをきちんとやっていかないかんと思う。

○委員長 山田邦夫君

子育て絡みの案件は、関連ということでその他でご討議いただくとして、意見交換していただくとして、予告がしてありませんし……

○委員 菊地 久君

予告なんか関係ない。来んなら来んでもいいから、委員会は、委員長、いい、委員長、あんな間違えておるで、委員会を。

○委員長 山田邦夫君

当委員会は……

○委員 菊地 久君

委員長、委員長。

○委員長 山田邦夫君

ふっとまたやって……

○委員 菊地 久君

いやいや、この委員会で委員から動議としたら、それは議案として取り上げなきゃいかんの、委員会は、わかった。そういうことがルールなの。いい。だからそういう意見が出たら、委員として一つの意見を参考にして、これを今度できますか、できないのかと。それで課長さん来て説明ができるのかできんのか。難しい話ししておるわけないもんですから、例えば前の課長もござるで、課長が答えるなら、私から答えさせていただくで、それでも結構。これ議論を深めていって、反対とか賛成じゃないもんですから、知り得る情報の中で知っておけばいいんじゃないでしょうかということでございますので、そうかたく考えず。

○委員長 山田邦夫君

先ほど掌握させてもらいましたが、付託関係については、採決を……

○委員 菊地 久君

終わった。

○委員長 山田邦夫君

済ませまして、一たん閉じて、そして続いて委員会として、その他の……

○委員 菊地 久君

委員会は閉じなくていいの。

○委員長 山田邦夫君

その他のことでお話し合いをしていただきたい。でないと、例えば議事録……

(「議事録困っちゃう」の声あり)

○委員長 山田邦夫君

議場で報告するのに……

○委員 菊地 久君

その他出たでいいでしょう。

○委員長 山田邦夫君

常設資源ごみのことまで……

○委員 菊地 久君

それで結構です、委員会だから。

○委員 中村英子君

委員会だで、いいんだって。みんなして諮ってそれでやるならやるでいいし、諮らないかん。委員会だから。

○委員 菊地 久君

こちらの委員会で、委員会出た以上はその他のことについてとって委員長対応で……

(「何でもありだ」の声あり)

○委員長 山田邦夫君

際限なく、それはその他のことも幾らでも動議で出てきたら、やらにやなんようになります。

○委員 菊地 久君

やらにやいかん、当たり前のこと。

○委員 中村英子君

それはそうですよ。

○委員長 山田邦夫君

それでは、委員の皆さんで、続いてその他出てくることは、委員会だから何でもやるかと。一たんここで閉じて、意見交換とかルールするか、私は、一たん閉じて……

○委員 菊地 久君

違うと言っておるの。委員会規則見ろ、ちゃんと。

○委員 中村英子君

そうそう、委員長、それはいかんよ。

○委員 菊地 久君

勉強しなさい、もっと。

○委員 中村英子君

それはいかんよ。

○委員 菊地 久君

情けない。委員会というのはどういうものか、ちょっと読んでみな、委員会規則。議会だって本会議議題になったって、議員が動議を提案して、議案として賛成者をつけておるといのは議題になる。それと一緒に。委員会はもっとフリーでなきゃ、フリー討議でしていつ勉強していかんやいかんもんだ。

○委員 中村英子君

そうそう、だから委員長……

○委員 菊地 久君

それが委員会なの。

○委員 中村英子君

委員会で、いいですか。今、委員のほうからこのことについて、今回話をしてほしいというあれが出ましたので、それをきょう取り上げるかどうか、また長期に課題とするかどうかというようなことについては、委員会での決定になりますので、委員の皆さんにお諮りして、これをきょう、この部分についてしたいということで、委員の皆さんがおっしゃれば、それ

はきょうやらなきやいけないことになりますし、また次回、長期にやりましょうなら、それで取り扱いをしていただくという……

○委員 菊地 久君

すぐ答えれるやつだもの。

○委員 中村英子君

そういう取り扱いになりますので、まず、それをやってもらって、答えれる範囲は答えていただくということで、委員の……

(発言する声あり)

○委員長 山田邦夫君

それでは、委員長としては、先ほどの子ども手当に関することは、担当課長それから保育所絡みがありますので、多少の意見交換してもらおう。それから常設資源ごみについては、担当課長がいません。予告もしてありませんし、しかも一般質問で私なんかはやるつもりをしております。

○委員 中村英子君

それは関係ない。

○委員 菊地 久君

関係ない。

○委員長 山田邦夫君

関係ないけれども、こういう案件までやるかどうかについては、続いてやってもいいんですよ。ただ、この会は一たん閉じてからやる。

○委員 菊地 久君

そういうことでない。全然わかってない。

○委員 中村英子君

局長、教えてやらないかん、それは。

(発言する声あり)

○委員長 山田邦夫君

委員の意向を挙手でいただきたいと思います。

菊地委員のおっしゃるように、その他の案件で常設資源ごみ絡みのことについても、続いてこの場でやるということに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

要するに……

(「委員長、先ほど、いいですか」の声あり)

○委員 林 英子君

委員長も言われたように、この子ども手当の問題は、今、蟹江町……

○委員長 山田邦夫君

それは、その他の項目で今からやってもらいます。

○委員 林 英子君

だから、それはやってもらって。

○委員長 山田邦夫君

それはやります。

(「それ以外のもの」の声あり)

常設資源ごみ、あるいは、さらに出てくる何かがあるかどうか予測はできませんわね。出てきたから、動議で出てきたものは何でもやると思ったら、時間も何も予想も立ちませんよ。

それより僕は、環境課長はいないのは気になっている。

○委員 菊地 久君

それは、そこで休憩をして、課長に出れるかどうかを要請を委員会として言うの。それできょうはできんけれども、答えれる人がおるで、その程度なら報告させてもらいましょうと。それをもっと緊急性あって、もっとどんどんと議題になっていく問題じゃないんだから、その他だから、あくまでも。せっかくの委員だ、専門委員がおるんだから、我々専門委員だから、陰でごちょごちょ言ったりするよりも、ちゃんと委員会で堂々とどうなっていますね、こういうふうですねということをやっといたほうがよろしいんじゃないの。

○委員長 山田邦夫君

どちらにしても、常設資源ごみ絡みのことは……

○委員 菊地 久君

それを反対だの賛成だの議論するわけではない。

○委員 中村英子君

それはそう。

○委員 菊地 久君

どうなのと。

○委員長 山田邦夫君

補正予算でも出てますし、一般質問でも出てますので……

○委員 菊地 久君

まあ、いいわ、委員長……

○委員長 山田邦夫君

これをどちらか、どちらにするかを決めてもらいます、皆さんにね。

○委員 中村英子君

じゃ、何で委員会にこれを出したの。分別資源ごみのあれ。

○委員 菊地 久君

せっかくね……

○委員長 山田邦夫君

それは全然僕が議場で資料要求をしたのを、今ここで渡しただけのことで、ほかの議員にも……

○委員 菊地 久君

まあ、いいじゃない。そのことは。

○委員長 山田邦夫君

これは、補正予算絡みで僕が請求したわけですから。

○委員 菊地 久君

まあ、せっかくここに出ておるもんで、いいの。

○委員長 山田邦夫君

子育て、先ほどの答えてください。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

子ども手当でございますが、児童手当と去年のとおり児童手当と同じ2月、6月、10月の支払い月で、今月あすが支払い日になります。総額で大体子ども手当について1億2,500万円、児童手当は4,700万円ぐらいでございます。それぞれ2月から5月分までを、あす6月10日に皆さんの口座のほうへ振り込む予定をしております。多少、銀行が違う方もみえますのでタイムラグはあるかと思いますが、一応6月10日が支払い月になっておりますので、間違いなく子ども手当は入ります。表示の仕方は、子ども手当と児童手当、別々で表示が出来ますので、わかっていただけるかと思えます。

次に、今回、所得制限が撤廃されましたので、今まで所得制限でもらえなかった人、それから新たに中学生、中学1年から3年生までが新たに該当になりました。所得オーバーについては、おおむね児童数でしかわかりませんが、児童数でいけば大体390人ぐらいの児童の方、その親ですので、もう少し少なくなりますが、大体390人ぐらいの児童、対象児童が所得オーバーの方で今回ふえるだろうと。中学生については、大体1,020人ぐらいです。1,000人ぐらいが児童としてはふえるというふうな目安でございます。

それから、あと、今回ニュース等でにぎわしている外国に子供さんがみえる場合等がありますが、その辺も問題なく私どもはやれると思っておりますので、今のところは問題なくやれるということで思っております。

以上です。

(「じゃ、その子育ての」の声あり)

○委員長 山田邦夫君

関連ですか。

(「関連で」の声あり)

○委員 林 英子君

お聞きしたいんですけども、うちの近所にフィリピンの女性と結婚して子供をフィリピンに置いてきたけども、本当にそれは年に何回か行ったかとか、そういう形跡が要るわけですけども、そんなお金が、フィリピンに行くお金が今もう年金も少ないしないと。ないけども、子供が今2年生ぐらいかね。結局は、そういう証明がもらえないために役場へ行ってもらえなかったと。だから、そんなフィリピン行く費用があったら、1万3,000円月に要らんというふうに言ったけど、そういう人というのは、今後もずっとそれは中学校になるまでももらえないんでしょうかね、そういうあれがない限り、そういう証明がない限り。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

その基本線は、崩してしまいますと、確認がとれません。ですので、どうしてもそういった行った事実、送金の事実等を書類はそろえてもらわないと、ただ、本人の言ったことを信用してしまうと、とんでもないことになりますので、その辺は状況が変わるまで、状況がそれで何か証明ができるものがあれば、その時点で申請をしていただければ、私どもはそれに基づいて……

○委員 林 英子君

送金の事実ですか、行かなくもいい。送金の事実。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

ですので、子供さんが向こうにおるということで、おおむね本当であれば当然のことと、送金については、年3回ぐらいの実績は必要になりますね。ですので、それと、あと看護ということで看護要件もありますので、その要件として、その確認の意味で1年に2回ぐらい子供さんのところへ面会の証明がいるというようなことになっております。ですから、あくまでも第三者の方が見て、間違いなく子供だよということがわかるような書類ということになりますので、なかなか子供さんだけが向こうにおるといような場合は、難しい部分があるかと思いますが、それを外してしまいますと、ほとんどの方、インチキで来る場合もありますので、私どもは確認はどうしてもそういったもので確認をしたいと思っています。

○委員 林 英子君

わかりました。

○委員 菊地 久君

さっきの件について簡単に聞いたもので、向こうでおる人の中で、わしの言っとる程度のこととは、間違いなかったら、そう伝えておきましたとか言ってもらえば、議論を深める話じゃないもので、そういうことを私は言っとるわけ。この問題があるだとか、こうだ、この図面どうだという図面の中身について質問したりなんかしておるわけないんですわ。現状の今あるやつで、こういう問題があるけれども、その辺は大丈夫なのかということをおし上げ

ておるやつですので、十二分に心得てますだとか、そういうことは心配ありませんだとか、そういう進めていましたとか言ってもらえば事は足りる話を私は言っておる。議論をしろと言っていないんだから。

○委員長 山田邦夫君

委員長から申し上げます。それは、先ほど委員長で采配をしました。関係課長がいませんので……

○委員 菊地 久君

関係ないと言ってるのに。

○委員長 山田邦夫君

関係あります。

○委員 菊地 久君

委員長、あんた、そんなことやってると、不信任……

○委員長 山田邦夫君

いいや、説明も受けていないんですから……

○委員 菊地 久君

まあ、ええわ。そんなとろいこと言っておると不信任出すぞ、わしは。委員長というのは違うの。言うけども、ええ。関係課長おるまいが、一番のトップは町長、副町長がおるがね。あんた、ええ。何を勘違いしておるの。課長がおろうが、部長が、関係ないの。それを担当する町長がおって、私が言ったことについて、今、課長はおらんけれども、意見はようわかったからとか、これだと部長もおるよ、ちゃんと。だから、それはそういうことで答弁させてもらうが、いかがでしょうかと向こうが言ったときに、それは問題があるので、呼べという話になるかどうか、これは委員会の議論だ。頭がそういう言い方しちやいかんの。何を勘違いしておる。

(発言する声あり)

○委員長 山田邦夫君

それでは、先ほどの委員長の発言を訂正しまして、民生部長のわかる範囲で常設資源ごみのことについて答弁をしてもらいます。

○委員 菊地 久君

それでいいよ。どちらでもいい。わかる範囲でいい。課長おらにや何もできんような部長などやめてしまえよ。

○民生部長 齋藤 仁君

申しわけございません。課長がいないと大変でございまして、菊地委員に十分ご説明できるかどうか不安でございしますが、お答えさせていただきます。

まず、エコステーションの駐車場の件でございまして。図面を本会議場でわかるものという

ことで資料請求されましたので、まず総務民生常任委員会の皆様方に配付をさせていただきました。午後からは、建設のほうの関係の委員会もごございますので、そちらですべての議員さんにお渡しをするという予定でございましたので、まずもってその辺についてはご理解をいただきたいと思います。

その図面を見ていただきますとおわかりのように、広くなっておりますので、車が2台、3台程度は十分に入れるスペースは用意してございます。そういうことで、道路にほんのいっとき、1台、2台は滞留するやもしれませんが、まず3台ぐらいまでは場内に入れますので、十分対応できるというふうに考えております。

それから、これで学戸と本町と2カ所のエコステーションが完成するわけでございますが、そこのご利用につきましては、従来どおり、どちらの皆さんにおかれましても、お近いところ、便利なところ、ご自由に選択されて同じような、中身については一緒でございますので、同じように資源ごみ、資源となるものをお持ちいただければそれで結構というふうに考えておりますので、要らぬ近鉄線ですとか、蟹江川ですとか、そういったようなところで区別することは考えてはおりません。

それから、最後に商店のお名前の書いた軽トラですとか、そういったようなもので搬入される方、こういったような方につきましては、菊地委員のおっしゃるとおり、これはお断りということで、現場に常駐しております方からお断りをさせていただいております。

また、菊地委員も危惧されておりましたように、自家用車で搬入されるものについては、これは区別のしようがございませんので、家庭の一般の資源ごみをお持ちいただいたというふうな判断をさせていただくのは、これは少し、わからないということですのでご理解をいただきたい。そういった商店のものについて、でかでかと書かれたものについては、これはきちんとお断りをするので両施設の管理の方をお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

ちょっとその他ですみません。

視察の提案なんですけれども、これは。昨年から国のほうの臨時交付金をいただいたことによって、町内の小・中学校にパソコンやら、それから電子黒板やら、もう物すごい数を配置されたことがありますので、この電子黒板なんかは実際に利用できるのかどうかと、当時から国のほうでも疑問点がついておったものがありますので、皆様のご賛成をいただければ……

(「見に行く」の声あり)

ええ、そうですね。その視察をしてみたいなというふうに私は思っておりますので、今すぐこの結論を出してもら必要ありませんけれども、もし皆様のご賛同が得られれば、い

つか小・中学校のコンピューターの状況についての視察をお願いしたいと思います。

○委員長 山田邦夫君

今の件について、皆さんのご賛同が得られれば、改めて日程調整しまして、現地側とこの委員のほうとですね。これは、視察してみたいと思いますが、いかがですか。

(「いいです」「はい」「委員長一任」の声あり)

それでは、委員長一任とさせていただきます。

○委員 林 英子君

もう一つ、町長さんいらっしゃるので、ちょっと言っておきたいんですけど、町長さんは、いつも歩いていらっしゃってご存じだと思いますが、下の丸いパンフレットがたくさん置いてありますね。私、いつも横になったり縦になったりすると、きちっと直してはおくんですけど、本当にあれをどうやってもこうやっても見苦しい。古いのも入っていますし、あれをもう少し何かきれいに、入り口に置いてありますので気がつかれたと思いますが、あれを本当に何とかもっとさわやかにすかつたらんかなと、何かいいお考えがないのかなと、ずっと縦にしたり横にしたりして入れてあって、取る気もしないようなことになっていますが、ぜひ。下1階です。

○町長 横江淳一君

正式なあれではありませんから。確かに僕も飛び出しているときは直したりします。ただ、これどうなのという話を聞くと、いや便利ですよという方も結構みえるんですよ、やっぱり。だから、古いのは当然刷新しなければいけませんから、そのことについてはきちっと精査させていただき、見やすいような調整をさせていただきます。そこにとどめさせていただきたいと思います。

○委員長 山田邦夫君

それでは、以上でその他の質疑を終わります。

以上で、総務民生常任委員会……いや、その前に、委員会報告の作成につきましては、ちよっと変更がありました。局長と相談しまして私に一任していただきたいと思ひます。

これで、総務民生常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 山田邦夫